

令和 8 年度宮城県産品アンテナコーナー設置業務委託仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度宮城県産品アンテナコーナー設置業務

2 委託期間

契約締結の日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

3 業務目的

首都圏をはじめ様々な地域の消費者やバイヤーと県産品の接点を創出し、県産品製造販売事業者の新規顧客獲得及び販路開拓（拡大）につなげ、事業者の自立的成長に向けた支援を目的とする。

4 業務内容

本業務における「県産品の接点創出」に当たっては、既存店舗等に宮城県産品アンテナコーナーを設置することとし、その名称は「食材王国みやぎアンテナコーナー」（以下「宮城県コーナー」という。）とする。

受注者は、宮城県コーナーの設置・装飾・イベント企画・商品選定・商品管理・販路開拓（拡大）支援・広報・レジデータ分析等の業務を行い、実施に当たっては、事業実施場所となる店舗の管理者と店舗利用に係る契約を締結し、店舗使用料及び運営に係る各種諸経費を支払う。

（１） 宮城県コーナー設置場所

首都圏及び首都圏以外（県内を除く）の地域において、計 4 か所以上設置すること。

ア 首都圏

（ア） ターゲット及びコンセプト

地域特産品や新商品に興味を持つ消費者（外国人観光客含む）やバイヤーへ県産品の魅力を発信するため、全国から厳選した約 4, 0 0 0 アイテムがエリアごとに集まる「食のテーマパーク」をコンセプトとする下記（イ）の店舗にて、宮城県コーナーを設置し、新規顧客獲得及び販路開拓（拡大）を行う。

（イ） 店舗

日本百貨店しょくひんかん（東京都千代田区神田練堀町 8－2 CHABARA 内）

※ 宮城県コーナー面積：約 4. 7 坪

（ウ） 期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで（通年：1 2 か月間）

（エ） 商品数

5 0 0 商品程度（実数）

設置期間中 3 回以上の商品入替（2～3 か月程度を 1 サイクル）を実施することとし、商品入替のタイミング等は店舗管理者及び発注者と協議すること。

（オ） イベントの実施

出品者及び店舗管理者と調整の上、宮城県コーナー内におけるイベントを月 1 回以上（年

間12回以上)実施すること。また、実施するイベントの内容は、本業務の目的に合致し、事業効果を更に高めることに資するものとし、実施に当たっては、その企画内容について、発注者と協議すること。また、イベント計画は実施2週間前まで、実施結果は実施後1か月以内に発注者へ報告すること。

なお、年間12回以上のイベントのうち、6回以上はオンラインとオフラインの双方のメリットを生かした顧客体験イベント(例:試飲試食、オンライン製造所見学など)を実施し、二次元コードの読み取り等により出品事業者のECサイトへの誘導及び商品購入につながるような取組(OMO※)を行うこと。

※ OMO (Online Merges with Offline) とは、県産品の接点創出及び商品購入の両局面において、オンラインとオフラインの双方のメリットを生かした顧客体験を提供するマーケティング手法を指す。

(カ) 打合せの実施

受注者は、店舗管理者と調整の上、事業効果を更に高めることを目的とした打合せ(例:商品入替やイベント実施計画など)を月1回程度実施すること。実施結果は、打合せ実施後2週間以内に発注者へ報告すること。

なお、打合せ方法は対面又はオンラインいずれかの方法とする。

イ 首都圏以外(県内を除く)

(ア) ターゲット及びコンセプト

業務目的に照らし、地域消費者や県産品製造販売事業者のニーズ等を把握した上でターゲット及びコンセプトを提案すること。

(イ) 店舗

(ア) で設定したターゲット及びコンセプトに合致する首都圏以外(県内を除く)の計3か所以上の店舗を提案すること。

(ウ) 期間

令和9年3月31日までの間で延べ8か月間。ただし、1か所当たり2週間以上実施すること。

(エ) 商品数

300商品程度(実数)

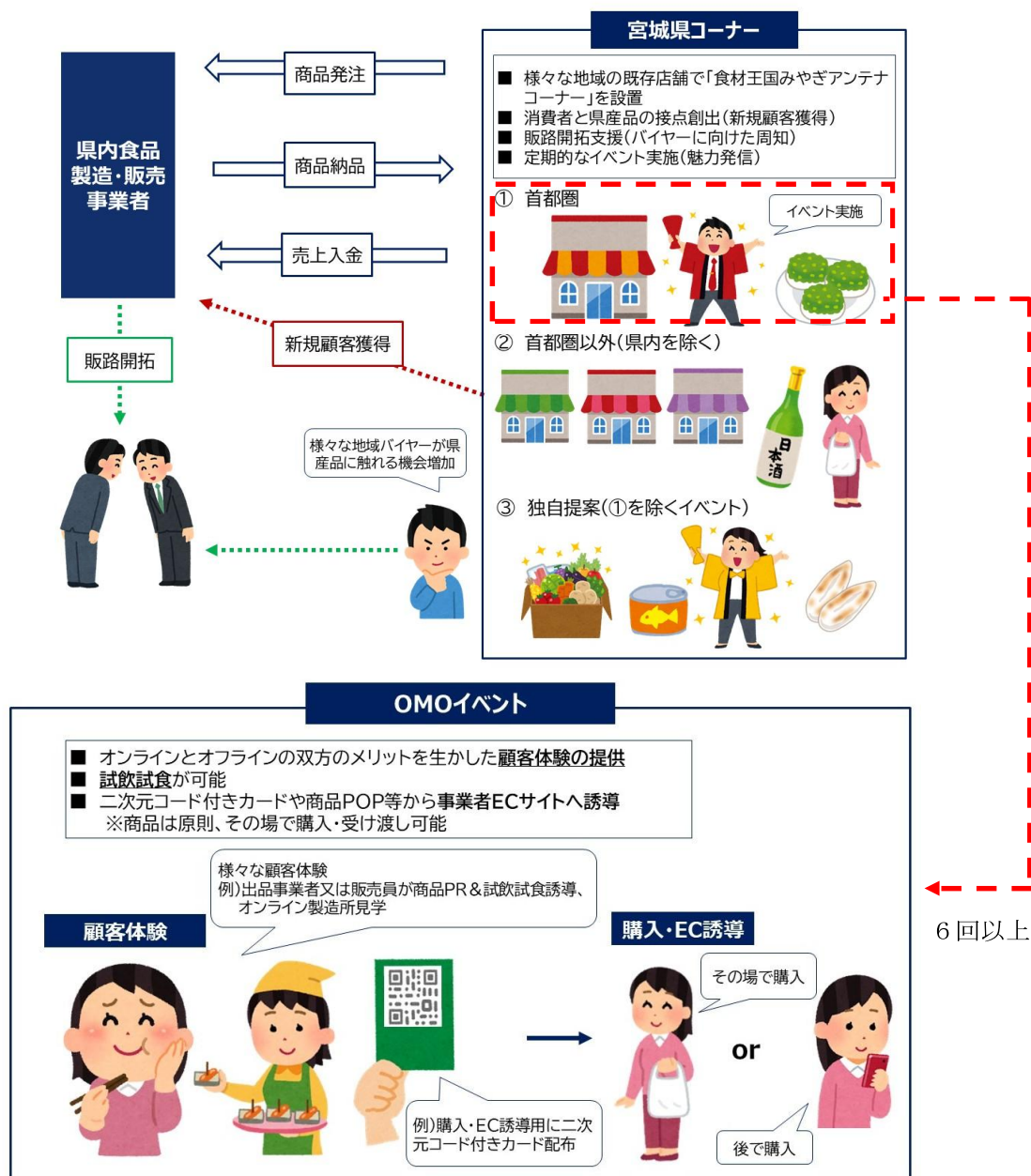
1か所当たり連続して4か月を超える期間で設置する場合は、設置期間中1回以上の商品入替(2~4か月を1サイクル)を実施することとし、商品入替のタイミング等は店舗管理者及び発注者と協議すること。

ウ その他(独自提案)

本業務の目的に合致し、事業効果を更に高めることに資するイベント企画(実施場所の提案含む)について、10回以上実施すること。また、イベント計画は実施2週間前まで、実施結果は実施後1か月以内に発注者へ報告すること。

なお、上記アにおける店舗で実施したイベントは計上できないものとし、上記イにおける店舗やその他提案する場所で実施したイベントを計上するものとする。

(2) 宮城県コーナー実施イメージ図



(3) 宮城県コーナーの設置及び装飾

業務目的を遂行するための効果的なレイアウトを提案すること。また、宮城県コーナーの装飾は別紙1のキービジュアルを基本とし、「食材王国みやぎ」が伝わる視認性の高い装飾とすること。また、陳列した全ての商品が来店者に見えやすく、手に取りたくなる工夫をすること。

なお、必要な什器や備品等については、店舗管理者と協議の上、手配及び配置すること。ただし、(1)アの店舗においては、令和7年度事業で設置した装飾の継続使用を可能とする。

宮城県コーナー設置1週間前までに、会場装飾・ポップ等の制作物を発注者へ電子データにて納品すること。

(4) 商品選定

受注者は、宮城県コーナー設置における戦略的な販路開拓（拡大）を見据えた商品リスト案（商品入替含む）を作成し、店舗管理者及び発注者と協議の上、商品選定を実施すること。

なお、商品選定に当たっては、広く出品者募集を行うこととし、出品商品のうち2割程度は県及び関係団体受賞商品、県事業活用による開発商品等の発注者が指定する商品を取り入れること。

ア 出品者募集及び商品リスト案の作成

(ア) 出品事業者募集開始の1週間前までに出品要領、出品募集チラシ及び申込書を作成の上、出品者を募集し、申込の受付及び取りまとめを行うこと。

(イ) 募集期間は2週間程度設けること。

(ウ) 募集方法の詳細は、発注者と協議の上、決定すること。

(エ) 出品者は次の要件を全て満たす者とする。

- ・宮城県内に事業所を有する法人又は個人であること。
- ・宮城県産品の生産、製造又は販売を行っていること。

(オ) 出品申込者を含む商品リスト案を作成すること。

(カ) 商品選定後、出品申込者へ出品決定・見送りに係る連絡を実施すること。

イ 発注者が指定する商品（一例）

(ア) おいしい山形・食材王国みやぎ新商品アワードの受賞品

(イ) 「食材王国みやぎ」推進優良活動表彰の受賞品

(ウ) 宮城県水産加工品品評会の受賞品

(エ) 宮城県清酒鑑評会の受賞品

(オ) 本場仙台味噌・醤油鑑評会の受賞品

(5) 商品管理

ア 商品リスト作成

商品管理を行うための台帳を宮城県コーナー設置店舗ごとに作成し、発注者へ報告すること。

イ 仕入れ

受注者は、出品者と販売に係る契約を締結すること。

仕入れ方法（消化仕入れ、買取仕入れ）はいずれの方法も妨げないが、買取りで在庫が発生した場合は、受注者が在庫処理を行うものとする。

仕入れ及び納品方法は、店舗管理者と協議を行い決定すること。

ウ 販売

店舗管理者に対し、販売手数料が発生する場合は、出品者の利益還元につながるよう店舗管理者と十分に交渉すること。

なお、受注者による販売手数料の徴収は認めない。ただし、受注者が管理・運営する店舗を宮城県コーナー設置場所とする場合は、この限りでない。

継続購入や購入量の増加につながるような取組（例：商品の魅力が伝わるPOPの設置、出品者のリーフレット配架など）を実施し、設置期間にわたって商品の欠品が生じないよう細心の注意を払う

こと。店舗管理者から商品の欠品や補充について連絡を受けた際は、原則 7 日以内に商品を納品すること。

販売において、発生したトラブル等（消費者からのクレーム等）については、受注者が店舗管理者や出品者と協力して解決に当たるとともに、発注者へ適時報告を行うこと。

エ 売上金

各店舗からの売上金を、各出品者へ遅滞なく入金すること。

クレジット、電子マネー、ポイント等を利用した販売の際に発生する手数料、集金・入金システム使用料等の宮城県コーナー設置に係る各種手数料は、受注者の負担とする。

オ その他

宮城県コーナー設置店舗内で破損品が生じた場合の商品購入等の費用は、店舗管理者と受注者で協議の上、負担決定をすること。

(6) 販路開拓（拡大）支援

設置店舗の地域バイヤーへ宮城県コーナー設置の周知を行うとともに、出品者ニーズを基に該当バイヤーへ個別周知を行うなど、出品者の販路開拓（拡大）に効果的なバイヤーを 3 か月間に計 10 社程度（年間 40 社程度）招へいすること。

周知先バイヤーは、次に掲げるいずれかに当てはまる仕入企業に所属する者を優先とし、周知先及び取組内容の記録を残し、発注者へ適時報告すること。

- ・全国各地の食材や特産品の発掘、商品企画及び販売に積極的に取り組む卸売業者等
- ・知名度の高い百貨店、高級スーパー、外食、通販等
- ・コロナ禍等においても業績好調な業態や今後の成長が見込まれる業態等

(7) 広報

宮城県コーナー設置情報の広報や取扱商品の認知度向上、集客促進につなげるため、店舗開設前及び期間中において、PR チラシの作成及び配布、各種メディアや広告等、最大限の事業効果につながる手法により周知を実施すること。

なお、効果的に周知する媒体を提案し、発注者と協議の上、広報を実施すること。

(8) レジデータ

原則、1 か月ごとに宮城県コーナー設置店舗のレジ客数、宮城県コーナーに係るレジデータ（商品数、売上額等）の集計及び分析を行い、翌月 15 日までに発注者へ報告すること。

なお、令和 9 年 3 月分のレジデータについては、令和 9 年 3 月 31 日までに提出すること。

(9) 各種記録

契約締結後 1 か月以内に、当該業務に係る年間スケジュールを提出することとし、(8) の報告と併せて、毎月 1 回、最新のスケジュールを提出すること。

宮城県コーナー設置期間中の店舗内風景等の定期的な記録写真の撮影及び本業務が取り上げられたメディアの記録を行い、その都度、発注者へデータ納品をすること。

納めるデータの形式は、必要に応じ発注者と協議の上で決定すること。

(10) 出品者アンケート

各出品者に対して、商品入替時又は出品終了時にアンケートを実施し、翌月の月末までに集計及び分析の上、発注者へ報告すること。アンケート項目については、発注者と協議の上、決定すること。

なお、令和9年3月分のアンケートについては、各出品者への依頼までを委託期間中に行い、その回収及び集計方法については、発注者の指示に従うこと。

(11) 業務実績報告

業務完了後は速やかに業務完了報告書を指定様式で持参又は郵送により発注者に提出すること。加えて、委託期間を通じた業務実施結果及び業務運営を通じて見出された、今後の「宮城県コーナー」の課題や考察等をまとめた実績報告書を作成し、PDF形式で郵送及び電子メールにより発注者に提出すること。

5 成果物

(1) 提出物

提出物名称	様式・提出数	提出方法	提出期限
出品要領、出品募集チラシ、申込書	任意様式・電子データ	電子メール	出品者募集開始1週間前
商品リスト案、商品リスト(台帳)	任意様式・電子データ	電子メール	適時
日本百貨店しょくひんかん打合せの記録	任意様式・電子データ	電子メール	実施後2週間以内
イベントの記録	任意様式・電子データ	電子メール	計画：実施2週間前 結果：実施1か月以内
広報(PＲチラシ等)	任意様式・電子データ	電子メール	適時
会場装飾、ポップ等の制作物	任意様式・電子データ	電子メール	設置1週間前
販路開拓(拡大)支援記録	任意様式・電子データ	電子メール	適時
レジデータ	任意様式・電子データ	電子メール	原則1か月ごとのデータを 翌月の15日まで※
年間スケジュール	任意様式・電子データ	電子メール	契約締結後1か月以内 その後、毎月の15日まで※
各種記録	任意様式・電子データ	電子メール	適時
出品者アンケート	任意様式・電子データ	電子メール	翌月の月末まで※

業務完了報告書	指定様式・紙媒体 1 部	持参又は郵送	令和 9 年 3 月 3 1 日
実績報告書	任意様式 A 4 判・紙媒体 3 部及び電子データ	持参又は郵送及 び電子メール	令和 9 年 3 月 3 1 日

※ 令和 9 年 3 月分に係る提出物については、令和 9 年 3 月 3 1 日までに提出すること。

(2) 提出先

宮城県農政部食産業振興課販路拡大支援班
〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8-1
電子メール：s-hanbai@pref.miyagi.lg.jp

6 留意事項

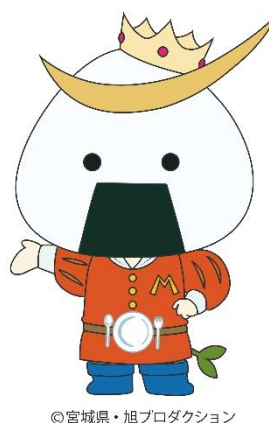
- (1) 本業務の作業体系について、再委託の有無を含めて企画提案書に記載すること。再委託する場合は、再委託先の名称、住所、再委託理由、再委託予定金額、業務の役割分担及び業務の履行能力等についても企画提案書に記載すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、関係法令を順守するとともに、本業務による成果物については第三者の知的財産権を侵害することなく、適正に履行すること。第三者が有する知的財産権の侵害の申立を受けたときは、解決に要する費用を含め、受注者の責任において解決すること。
- (3) 成果物の一切の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。）は、全て発注者に帰属するものとする。また、成果物に係る著作者人格権について、受注者は、発注者が認めた場合を除き行使できないものとする。
- (4) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、この業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失、毀損の防止及びその他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (5) 受注者は、この業務（再委託をした場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）を遵守しなければならない。
- (6) 受注者は、業務着手前に発注者と十分な打合せを行い、業務内容について確認を行うこと。
- (7) 本仕様書に関し、疑義又は定めのない事項が生じた場合は、発注者と協議の上、適切に対応すること。ただし、本仕様書に明記のない事項であっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。

別紙 1

1 キービジュアル例



2 提供可能画像（一例）



©宮城県・旭プロダクション

3 使用イメージ（場所：日本百貨店しょくひんかん「食材王国みやぎアンテナコーナー」）



※R7. 10. 27 撮影